

令和元年度登録調査機関の立入検査結果について

中部近畿産業保安監督部近畿支部電力安全課

管内の登録調査機関に対し、電気事業法第107条の規定に基づき、立入検査を実施したので、その結果を報告します。

1. 検査の目的

電気事業法第57条の2第1項の規定による調査業務の委託を受けている登録調査機関の行う調査業務及び調査方法が適切であるかどうかを確認する目的から、法第107条第5項の規定により立入検査を実施する。

また、平成30年度、不適切な定期調査業務が認められた登録調査機関から報告された再調査及び再発防止対策の実施状況について履行状況を確認するとともに、電気事業法に適合する調査業務を行うための適切な指示・指導を行うことを目的とする。

2. 検査内容

- (1) 登録基準の適合状況
- (2) 規程類の整備状況
- (3) 組織及び運営
- (4) 法令に基づく報告、届出等の履行状況
- (5) 事業計画及び実績
- (6) 調査に必要な機械器具の配備と管理
- (7) 調査員の選任状況等
- (8) 調査業務の実施状況
- (9) 需要家からの問い合わせへの対応状況
- (10) 外注管理の状況

3. 立入検査結果

(1) 検査数

6事業所

(2) 検査結果（指摘・指示事項）

- ・ 不適切な定期調査業務が認められた後、再調査を実施するにあたって、対象物件を抽出した過程の妥当性を再確認すること。
- ・ 技術基準不適合の恐れのある電気工作物に係る不在対応について、記録方法を調査業務運用マニュアルに規定すること。
- ・ 調査測定記録に使用した測定器の種類が記載されていない。
- ・ 校正試験記録に校正に用いた標準器が記載されていない。

- 調査業務規程等に測定器の使用上の注意点を追記すること。
- 不適切な定期調査業務の再発防止対策の内容を踏まえ、個人別指導票のチェック項目を見直すこと。また、同指導票のチェック項目に抜けがないか確認すること。
- 一部の規定類に落丁が認められたので、規定類全般について欠落がないか見直しを行うこと。
- 測定器具管理台帳に、一部の測定器の記載がないので追加するとともに、校正周期を要領に定めること。
- 調査員身分証明書・腕章等管理台帳(平成31年度～平成32年度)を作成すること。